ニ　前号イ(4)に該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　有期実習型訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに有期実習型訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額（その額が、当該有期実習型訓練を受けた有期契約労働者等一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の有期実習型訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i)　二十時間以上百時間未満　七万円（中小企業事業主にあつては、十万円）

(ii)・(iii)　（略）

(2)・(3)　（略）

ホ　前号イ(5)に該当する派遣元事業主又は派遣先の事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　有期実習型訓練（当該派遣元事業主又は当該派遣先の事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに有期実習型訓練（当該派遣元事業主又は当該派遣先の事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額（その額が、当該有期実習型訓練を受けた紹介予定派遣に係る派遣労働者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の有期実習型訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i)　二十時間以上百時間未満　七万円（当該派遣元事業主又は当該派遣先の事業主が中小企業事業主である場合にあつては、十万円）

(ii)・(iii)　（略）

(2)　（略）

ヘ・ト　（略）

三・四　（略）

8～10　（略）

（法第六十三条第一項第八号の厚生労働省令で定める事業）

第百三十八条　法第六十三条第一項第八号の厚生労働省令で定める事業は、第百二十四条、第百二十五条の二、第百三十四条、第百四十条及び第百四十条の二に定めるもののほか、次のとおりとする。

一～十一　（略）

（両立支援等助成金）

第百三十九条　（略）

2　女性活躍加速化コース助成金は、次のいずれにも該当する中小企業事業主（その常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主をいう。以下この項において同じ。）に対し、三十八万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、四十八万円）を支給するものとする。ただし、既にこの項の規定による支給を受けた中小企業事業主にあつては、この限りではない。

一　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第八条第一項に規定する一般事業主行動計画（以下この条において「一般事業主行動計画」という。）を定め、厚生労働大臣に届け出て、当該一般事業主行動計画を労働者に周知させるための措置を講じ、かつ、当該一般事業主行動計画を公表した中小企業事業主

二　一般事業主行動計画に定める女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施した中小企業事業主

三　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第二項の規定により、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を公表した中小企業事業主

ニ　前号イ(4)に該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　有期実習型訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに有期実習型訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額（その額が、当該有期実習型訓練を受けた有期契約労働者等一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の有期実習型訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i)　百時間未満　七万円（中小企業事業主にあつては、十万円）

(ii)・(iii)　（略）

(2)・(3)　（略）

ホ　前号イ(5)に該当する派遣元事業主又は派遣先の事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　有期実習型訓練（当該派遣元事業主又は当該派遣先の事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに有期実習型訓練（当該派遣元事業主又は当該派遣先の事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額（その額が、当該有期実習型訓練を受けた紹介予定派遣に係る派遣労働者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の有期実習型訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i)　百時間未満　七万円（当該派遣元事業主又は当該派遣先の事業主が中小企業事業主である場合にあつては、十万円）

(ii)・(iii)　（略）

(2)　（略）

ヘ・ト　（略）

三・四　（略）

8～10　（略）

（法第六十三条第一項第八号の厚生労働省令で定める事業）

第百三十八条　法第六十三条第一項第八号の厚生労働省令で定める事業は、第百二十四条、第百二十五条の二、第百三十四条及び第百四十条から第百四十条の三までに定めるもののほか、次のとおりとする。

一～十一　（略）

（両立支援等助成金）

第百三十九条　（略）

2　女性活躍加速化コース助成金は、第一号又は第二号に該当する事業主に対し、二十八万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十六万円）を支給するものとする。ただし、既にこの項の規定による支給を受けた事業主にあつては、この限りではない。

一　次のいずれにも該当する中小企業事業主（その常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主をいう。以下この項において同じ。）

イ　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号。この号及び次号において「女性活躍推進法」という。）第八条第一項に規定する一般事業主行動計画（以下この条において「一般事業主行動計画」という。）を定め、厚生労働大臣に届け出て、当該一般事業主行動計画を労働者に周知させるための措置を講じ、かつ、当該一般事業主行動計画を公表した事業主

ロ　一般事業主行動計画に定める女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施した事業主

ハ　女性活躍推進法第十六条第二項の規定により、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を公表した事業主